褒　賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年十一月二十八日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

高橋　章　小川　明
佐藤　一男　澤俊　三郎　傳尾　美
岸田　幸夫　徳永　啓治　徳住　美
杉谷　美智子　黒澤　博　影山　ゆき子
山田　武彦

褒章条例第二条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年十一月二十八日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

中村　昭義　佐々木　敏子

褒章条例第二条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年十一月二十八日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

鶴田　光雄　寺田　和正　嶋廻　輝雄
太田七右衛門　石田　純子　宮本　良一

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版二個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年十一月二十八日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

佐藤八重子

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版二個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

横山　豐介

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版二個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年十一月二十八日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

東洋物産工業株式会社
株式会社丹野組
田中産業株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年十一月二十八日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故　藤澤　賢一　遺族　藤澤　久子
故　朝倉　喜七　遺族　朝倉　みつ子
故　石坂　爲直　遺族　石坂　政子
故　徳田　重政　遺族　徳田　富佐子

褒章条例第六条により褒状を授ける（各通）

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年十一月二十八日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故　大西　章資　遺族　井上　佐知子

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける

賞杯

公同の事務に勤勉したので、平成二十七年十一月二十八日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故　北田　賢二　遺族　北田　智恵子

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成27年12月7日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

道路の種類	路線名	区間
一般国道	4号	仙台市太白区郡山一丁目330番7地内の上り線

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、平成二十七年十一月十六日に、宮川水系河川整備計画を策定したので、同条第六項の規定に基づき、策定した旨を公表する。

平成二十七年十二月七日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

法　務

公証人任免

東京法務局所属公証人浅野襄正は願により公証人を免ぜられた。

高木和哉は公証人に任命され、東京法務局所属公証人浅野襄正の後任を命ぜられた。（以上十一月二十七日）（法務省）

産　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成27年12月7日に下記の日本工業規格を改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成27年12月7日

国土交通大臣　石井　啓一

記

改正された日本工業規格

細骨材の有機不純物試験方法	A1105
細骨材の表面水率試験方法	A1111
骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法	A1125

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、国土交通省住宅局住宅生産課においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成27年12月7日に下記の日本工業規格を廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成27年12月7日

国土交通大臣　石井　啓一

記

廃止された日本工業規格

ひっかき硬さによる粗骨材中の軟石量試験方法	A1126
骨材に含まれる密度1.95ｇ／㎤の液体に浮く粒子の試験方法	A1141

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、広島労働局の関係労働者を代表する者小玉健次郎の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成27年12月7日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、広島労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

3　推薦締切日　平成27年12月21日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　広島労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

（注）1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。